

技能実習制度に関する連合の考え方

日本労働組合総連合会 雇用法制対策局長 伊藤 彰久



1. 外国人労働者に関する基本的な考え方

□ 外国人労働者の人権を尊重し、労働者保護を確保する観点から、 就労資格の有無にかかわらず、外国人労働者の労働基本権、日本 人と同等の賃金・労働時間そのほかの労働条件や、安全衛生、労 働保険の適用を確保する。

□ 外国人労働者の受入れは、専門的知識・技術・技能を必要とする 職種に限定し、在留資格、就労資格の緩和は行わない。また、医師 や看護師など法律上わが国の資格を有しなければ就業できない 「業務独占資格」については、資格の国家間相互認証はしない。

2. 技能実習制度に関する課題認識



□ 2010年7月に入国管理法が改正され、賃金不払い等の重大な不正行為を行った場合の受入停止期間の延長(3年→5年)や、入国1年目からの労働関係諸法が適用などが行われたが、依然として課題は残されている。

連合の主な課題認識

- □ 国際貢献という本来の制度趣旨に反し、単純労働者(安価な労働力)の受入れ手段になっている。
 - 実習生の報酬は、法務省令で「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等以上の報酬」と規定されているが、平均賃金は約12.5万円。これは、高卒初任給(約15.8万円)に比べて3万円強低い。
- □ 労働関係法令違反、人権侵害、失踪などトラブル多発している。受入れ企業においては、制度趣旨や 労働法への理解が欠如しているケースが少なくない。
 - ▶ 全国の労働基準監督署が、2012 年に実習実施機関2,776 事業場に対し監督指導を実施したところ、79%にあたる2,196 事業場で何らかの労働基準関係法令違反が認められている。

			售	

技能実習生の賃金							
	2011年度						
2号移行申請者の	平均 12.5万円						
and the weather the	2号(企業単独型)	13.1万円					
受入れ形態別	2号口(団体監理型)	12.4万円					
## Dil	男性	12.8万円					
性別	女性	12.1万円					
	機械·金属	13.0万円					
B 4 4 01	建設	12.8万円					
職種別	繊維·衣服	12.0万円					
	農業	11.9万円					

※2011年度、雇用条件における支払い概算月額、基本賃金及び 各種手当ての合計であり、時間外労働賃金等は企業にJITCO

最低賃金(2012年度)

都道府県の中の最低時間額 (島根及び高知)	652円
都道府県の中の最低月額(1日8時間、月22日とした額) (島根及び高知)	11.5万円
全国平均時間額	749円
全国平均月額(1日8時間、月22日とした額)	13.2万円

賃金構造基本統計調査(2012年)での所定内給与額

中学卒(15歳)	男子	13.3万円
中子平(15歳)	女子	13.2万四
鳥校卒の初任給	•	15.8万円
洋裁工(女子全体)		14.6万円
ミシン縫製工(女子全体)		13.6万円
製造業の生産労働者の賃金は20~24	4歳 男子	23.5万円
(技能実習生が最も多い年齢層)	女子	19.4万円

平成24年における主な違反内容

A 444 1	
(D+1	

主な違反内容									違反事業場数	(違反率)					
労	働	時	間	(労	働	基	準	法	第	32	条)	894	(32.2%)
割	増 賃	金 不	払	(労	働	基	準	法	第	37	条)	499	(18.0%)
賃	金	不	払	(労	働	基	準	法	第	24	条)	335	(12.1%)
労	働条件	‡の明	示	(労	働	基	準	法	第	15	条)	373	(13.4%)
寄	宿舎	関	係	(労	働	基	準	法	第	96	条)	165	(5.9%)
安	全 衛	生 関	係	(労	働:	安 :	全領	钉生	法	関	係)	1, 362	(49.1%)
	うちも	建康診	断	(労付	動多	全全	衛	生	法;	育 66	条)	357	(12.9%)
最	低	賃	金	(最	低	賃	金	法	第	4	条)	131	(4. 7%)

出典:厚生労働省労働基準局



3. 技能実習制度に関する現場実態①-海員組合の事例

連合の構成組織の1つであり、船員などの海事関連産業で働く者を組織する「海員組合」では、漁業関係2種9作業(漁船漁業<8作業>・養殖業<まがき・ほたて>)の2分野において、以下のような技能実習制度の健全な運営に向けた取り組みを進めている。

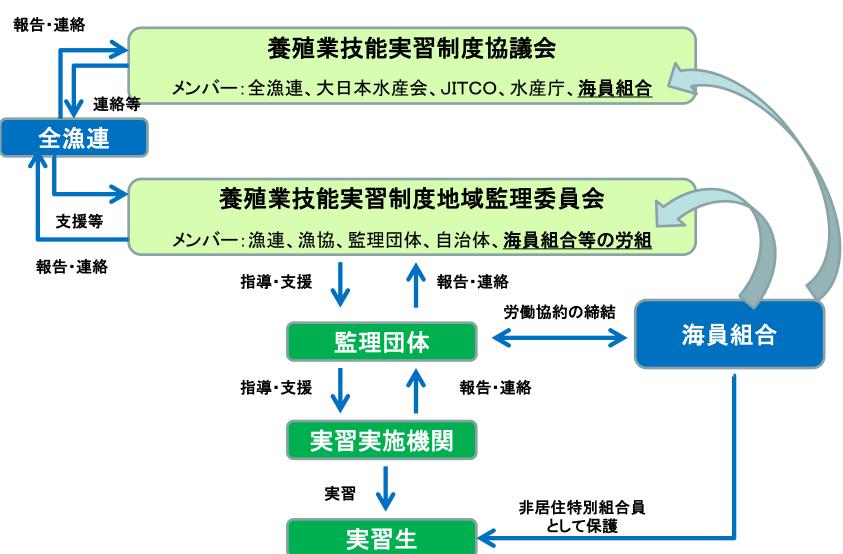
- □ 実習制度協議会の設立
 - ▶ 官労使で協議会を設立し、監理団体に対する指導や支援を実施。
- □ 監理団体との労働協約の締結及び実習生の組合員化
 - 監理団体と労働協約を締結し、集団的労使関係の枠組みで、実習生を保護。
 - ▶ 漁船漁業では約800人(100%インドネシア人)、養殖業では約450人(90%以上中国人)を 「非居住特別組合員」として保護している。

現場からの声

- □ 監理団体は実質営利を目的とした紹介業者であり、遵法精神に乏しいケースが少なくない。結果、受 入漁家に対する指導もしない。(特に養殖業)
- □ 適正でないと認定された監理団体も、新団体を設立し再参入している。
- 養殖業では、日本語がほとんどできない実習生も多く、単なる単純労働者受け入れになっている。
- □ 住居費・食費名目で賃金カットが行われている。
- □ 養殖業については制度開始が2010年であり実績が浅く、問題のある事例が多い。



参考例:養殖業における実習制度協議会の状況





3. 技能実習制度に関する現場実態②-連合大阪の事例

連合の地方組織の1つである連合大阪では、外国人労働者を組合員化(連合大阪ハートフルユニオン)しているが、技能実習生に関しても労働相談が多数寄せられている。

現場からの声

- 産業別に決められている最低賃金が支払われていないが、入国管理局や労働基準監督署は、実習 実施機関が如何なる産業に属するかなどを把握していないため、チェックが効かない。
- 社会保険料が天引きされているにもかかわらず、実態としては社会保険の未加入であった。入国管理局に対しては、(天引き後の)賃金台帳や給与明細を提出するだけであり、偽装が見破られることはない。
- □ 40時間超の超過勤務は記録をつけないよう、監理団体が指導を行っている。
- 実習実施機関には家族経営の事業所もあるが、経営者は労働法等を全く理解しておらず、法違反が横行している。監理団体も「実習実施機関に喜んでもらおうと思って・・・」と、実習実施機関の姿勢を改めるのではなく、むしろ不正隠しに一役買っている。
- □ 技能実習生に窃盗の濡れ衣を着せて解雇した事案、会社が役に立たないと言っているのだからクビにして当然だろうと強弁する事案など、本来の制度趣旨に反するような事案が発生している。
- □ 未だに逃亡防止のために技能実習生の強制貯金を行っている事業主がいる。

29 連合

4. 今後の技能実習制度のあり方について

- □ 「国際貢献」という本来の制度目的を達成する制度となるよう、適正化を行うべき。
- (1) 実習生帰国後の追跡調査を強化した上で、調査結果を基にPDCAサイクルで検証し、その技能実習分野に対する受入継続の可否を検討すべき。
 - ▶ 受入分野は、「国際貢献」という制度本来の趣旨に合致する分野、つまりは、送り出し国・地域が技術移転を必要としている分野に限定すべき。
 - ▶ 受け入れ国である日本のニーズに基づく受入分野の安易な拡大などは、制度趣旨に合致しない。
- (2) 実習期間の延長は、慎重に検討すべき。
 - ▶ 人権侵害・労働法令違反が改善されていない問題やアメリカ国務省などが人身売買・奴隷労働であると指摘していることに鑑みれば、まずは制度の適正化こそが最優先課題。(1月20日に日本経済再生本部が決定した「成長戦略のための今後の検討方針」が掲げる「世界でトップレベルの活動しやすい環境の実現」のためには、制度の適正化こそが必要。)
- (3) 不正行為・違法行為のあった実習生の送出し機関・受入れ機関がこの制度に関与できないよう、規制を強化すべき。
- (4) 実習生の手取り賃金・手当などの労働条件の調査等を行った上で、違法運営に関するチェック体制 を適切に構築すべき。



参考:2013年米国国務省人身売買報告書(日本に関する報告 抜粋)

- ・日本政府は、政府が運営する技能実習制度(TTIP)における強制労働の存在について、実務と政策のいずれを通 じても対処しなかった。この制度は当初、外国人労働者の基本的な産業上の技能・技術を育成することを目的とし ていたが、むしろ臨時労働者事業となった。技能実習生の大半は中国人であり、中には職を得るために最高でおよ そ5000ドル相当額を支払い、実習を切り上げようとした場合には、何千ドルもに相当する金銭の没収を義務付ける 搾取的な契約の下で雇用されている者もいる。手数料、保証金、および「罰則」契約は、2010年以降、禁止されて いるが、引き続き報告されており、脱出や外部との連絡を防ぐために、技能実習生のパスポートや他の渡航書類を 取り上げ、技能実習生の行動を制限する企業もあった。
- ・日本政府は、人身売買撲滅のための最低基準を十分に満たしていないが、満たすべく著しく努力している。本報告書の対象期間中の限定的な法執行の前進にもかかわらず、日本政府は、過去4年間にわたり本報告書が勧告してきた、人身売買関連の訴追を推進する上での大きな空白を補うことになる法の整備と制定を行わなかった。日本政府はまた、人身売買に特化した支援措置も策定せず、代わりに、不十分な、都道府県が運営する配偶者による暴力の被害者用シェルターに引き続き依存した。TTIPは依然として、参加者を悪用から保護するための効果的な監視または手段を欠いていた。いくつかの改革にもかかわらず、オブザーバーは、技能実習生の採用方法や労働条件に変化が見られないと報告している。TTIPにおける労働搾取目的の人身売買の報告があったにもかかわらず、政府が訴追、または有罪にした強制労働の加害者は1人もいなかった。認知された被害者の人数、特に外国人の人身売買被害者の数は減少し、強制労働または強制売春のいずれについても男性の被害者で認知された者は1人もいなかった。

・日本への勧告

2000年に採択された国連人身売買議定書に加盟する。あらゆる形態の人身売買を禁止する包括的な人身売買対策法案の起草と法の制定を行う。強制労働の事案を捜査、訴追し、懲役刑を科して犯罪者を処罰する取り組みを大幅に強化する。TTIPにおける強制労働の一因となる保証金、罰則の合意、パスポートの取り上げ、その他の行為の禁止の実施を強化するとともに、説明責任を担保するための監視制度を確立する。第一線にいる担当官が、強制労働または売春の状況に置かれた男女両方の被害者を認知し、人身売買されたことに直接起因する違法行為を犯したことで、被害者が拘束されることのないように徹底するための正式な被害者認知手続きを拡大、実施する。児童買春ツアーに関与する日本人の捜査、訴追、処罰を積極的に行う。

出典:米国大使館ウェブサイトより